

す有利な効果のみが着目され、否定的な面について充分な検討を加えることなくすすめられてきた傾向がつよい。このことが、今日、回復することの困難あるいは不可能な国民の生命・健康への脅威、国土・環境の汚染と荒廃をうみだしてきたといえる。このような事実にかんがみ、政府は次の点について早急に具体的な検討を開始し、もって有効な処置を講ずるよう申し入れる。

- (1) すべての新しい開発をすすめようとする場合、それが環境にあたえる影響や生命・健康への安全性について充分な事前評価を行うことを、国・自治体・民間企業など、これをすすめようとする開発主体に義務づける。
- (2) 事前評価は、科学的に厳正なものでなければならぬ。その事後効果に不明または疑わしい点がある場合は、その問題点と評価の根拠を明らかにし、公開しなければならない。
- (3) 科学研究の現在の水準から考えると、完全な安全の確認が不可能な場合が多い。この場合はもちろん、安全と判定された場合でも、開発の進行過程において不安をいだかせる要件に対しては、開発主体はその状況をたえず追跡調査し、その結果を公表しなければならない。開発事業が終了した後においても事後効果の追跡は継続されねばならない。
- (4) 実情の調査、予測、検証などが厳密に科学的におこなわれることを保障するため、疑惑が生じた場合、科学者から民主的に選ばれた第三者機関をもうけその審査にあたらせる。
- (5) 開発の進行過程において予期しなかった好ましくない事象が明らかになった場合は、開発を一時中止し、第三者機関による科学的な調査を行う。その結果によつては、計画の変更または廃止、開発によって生じた損害の補償、必要な場合は原状の回復あるいは修復が、開発主体及びこれを行政指導した国・自治体等の負担において行われるべきである。また、このような開発に対する制御が有効に行われうる範囲の速度と規模をこえる開発がなされてはならない。
- (6) 科学研究の現状は、現実の開発が要請している予測や評価を完全に成し遂げるための有効な根拠を提供しうるものとは必ずしもなっていない。この立ち後れを克服するためには、開発のもたらす事後効果や開発のあり方を検討しうる基礎となる科学研究の画期的な推進が必要である。そのためには、科学者の自主的・民主的要求にもとづいた人文・社会・自然諸科学にわたる調和のとれた科学研究の促進と学際的総合化を可能ならしめる研究体制の整備が必要である。

10-14

総学庶第616号 昭和52年5月23日

内閣総理大臣 福田赳夫 殿

日本学術会議会長 越智勇一

（写送付先：行政管理庁・北海道開発庁・科学技術庁・  
環境庁・沖縄開発庁及び国土庁の各長官、  
大蔵大臣、文部大臣、文化庁長官、農林大臣、  
林野庁長官、水産庁長官、建設大臣）

「生態学研究所」（仮称）の設置について（勧告）

標記について、日本学術会議第72回総会の議決に基づき、下記のとおり勧告します。

## 記

第二次大戦後、生態学は生物学の重要な一分野として急速な発達を遂げた。さまざまに変化する環境の中での生物の生活を研究対象とする生態学は、純粋に学問上の立場からも、また環境の保護・保全や生物資源の管理・利用の基礎となる学問上の立場からも、ますます重要視されるに至っている。既に1965年以来10年間にわたって行われた「国際生物学事業計画, International Biological Programme」(IBP)の研究は生物学を中心に展開され、過ぐる「国際環境保全科学会議, International Congress of Scientists on the Human Environment」(HESC)の進行においても生態学の果たすべき役割の重要性は十分に認識された。

このような状勢のもとに、既に諸外国では、生態学の重要性を認識し、研究・教育の両面に力を入れ、研究を推進する中心母体として生態学に関する各種の研究所を設立し、優れた成果を収めつつある。特に欧米及び東欧諸国では生態学に格段の力を入れ、それぞれ優れた国立の生態学研究所のものに、莫大かつ多岐にわたる研究業績を生み出し、また広範な情報資料を収集・整理して広く利用に供しつつある。

一方、我が国においては、日本学術会議が1960年代の初めから生物科学研究の全体構想を立て、その実現に努めた結果、一部のものは実現の途上にあるが、当初から強く要望されていた生態学研究のセンターの実現はいまだその緒についていない。したがって、生態学の基礎的問題を扱う総合的な研究所は現在皆無の状態である。

このような事情のもとに、例えば、IBP研究における個別研究に対する高い国際的評価にもかかわらず、またそれ故に東南アジア諸国などにおいて我が国生態学者の研究が強く要望されている状況にあるにもかかわらず、総体として生態学分野の研究・教育は国際的に大きく遅れをとる事態に立ち至っている。

我が国では生態学に關係のある、いわゆる目的指向型の研究機関はいくつかを数えることができ、それぞれの目的に向かって生態学的に貴重な研究が行われている。しかし、そこではなはだ不十分なのは一般的法則の究明であり、しかも生態学にはその本性において多方面の専門家の一体的・同時的協同研究の遂行が要求される面が多く、特にこのような状態のもとでの一般法則の追求に大きく欠陥が見いだされるといわねばならない。

このような事情のもとで、今緊急に必要とされるのは、世界各地で大量に生み出されつつある情報を収集整理して広く利用に供し、個々の機関に分散した潜在力の流動的で真に一體的な結集と充実した研究施設の駆使によって、生態学の基本課題を総合的に研究することを可能にするような共同利用の「生態学研究所」を設立することである。この研究所には、各種の生態系を含む、相当広い面積の野外研究地域が所属し、その場における研究者の自由でかつ計画的な協同研究の実施を保証する点にも特色を見いだすものである。我が国には気候的にも地形的にも、多岐にわたる自然及び人為の加わった生態系が存在しているので、この研究所における研究は世界各地の各種の生態系に対して応用可能な基礎的成果を収めうることを確信しており、この点からしてもその国際的な舞台における活躍が期待できる。

なお、また現在「国際学術連合会議, International Council of Scientific Unions」(ICSU)の「環境問題科学委員会, Scientific Committee on Problems

of the Environment」(SCOPE) 及びユネスコの「人間と生物圏事業計画, Man and the Biosphere Programme」(MAB)の研究事業が緒についており、そこでは生態学的知識と手法がますます大きく要求されようとしているが、この点に対しても本研究所は十分その期待にこたえうるものをもっている。

以上の趣旨から、本会議は、別添資料のような、国立の共同利用研究所としての「生態学研究所 Institute of Ecology」(仮称)の設置を勧告する。

## 別添資料

### 生態学研究所(仮称)設立趣旨並びに構想(案)

#### I 要 旨

生態学の基本的研究課題を総合的に研究する「生態学研究所」(仮称)の設立を提起する。この研究所は、広義の生態学的諸問題のうち最も基礎的部分の研究を総合的に推進する共同利用研究所であり、この設立によってはじめて、既設の種々の目的指向型研究機関とともに、基礎から直接の応用までに至る一連の研究体制が確立される。

「生態学研究所」は、生物集団研究系、生態系研究系、数理生態研究系の3研究系の13部門をもつ。ここで行われる諸研究の組織は、所内においてはもちろん、所外の研究者との間においても研究課題に応じて流動的に編成される必要があり、そのため各研究系には各々一部門相当のプロジェクト部門が付置される。また、博士課程修了者の受入れ(P.D.F.)及び大学院生の研究指導も行われる。

「生態学研究所」は、内外の生態学関係諸情報、諸資料を収集整理し、広く研究者の利用に供する生態学関係の研究情報センターを付置する。また本研究所には、国内外の生態学研究者に対し交流の場を提供するため、研究交流センターを付置する。さらに本研究所は大面積の野外研究地と野外研究施設を付置し、所内外の研究者に計画的に開放して、その利用に供する。

「生態学研究所」の職員定員は、研究系、付属施設、付置研究施設をあわせて240名(外兼職6名)であり、建物面積約36,000m<sup>2</sup>、野外研究地20,000,000m<sup>2</sup>(2,000ha)以上を予定する。

#### II 設立趣旨

##### (1) 設立の理由

ここに設立を提起する「生態学研究所」(仮称)は、生態学の基本的研究課題を総合的に研究する全国共同利用研究所である。

第二次大戦後、生態学は生物学の一分野として、他の関連分野の進歩と相まって急速な進歩を遂げてきた。しかも、さまざまに変化する環境のなかでの生物の生活を研究対象とする生態学は、その純粋な学問上の立場からも、また環境の保護保全や生物資源の合理的な管利と利用などの基礎として人類の福祉にかかわる立場からも、ますます重要視されるに至っている。

既に諸外国では、生態学の重要性を認識し、教育面にも研究面にも力を入れ、研究を推進する母体として各種の生態学に関する研究所が設立され、この方面的研究に優れた成果をあげている。しかし残念なことには、我が国の生態学の現状は、該当する講座をもつ大学も少なく、

生態学の基礎的問題を指向する総合的な研究所は皆無であり、教育面においても研究を推進する組織や施設の面においても著しく立ち遅れていることは否めない。

主たる教育と研究は大学の講座あるいは研究室のわく内で、しかも十分な野外研究地域にも事欠くなかで行われているにすぎない。このような研究体制の立ち遅れにもかかわらず、我が国における生態学の成果が、例えば国際生物学事業計画（I B P）にみるととくに、国際的にも高い評価を受けており、また関連する応用諸分野の発展にも大きく寄与しえているのは、関係研究者の献身的な努力の結果である。

いうまでもなく、生態学の研究の推進と優れた研究者の養成にとって、大学における生態学関係講座の増設と研究設備の充実が必要である。

しかし、我が国の研究体制の現状からみると、全国的に優れた人材を流动させ、充実した研究施設を駆使し、生態学の基本的研究課題を総合的に研究することのできる「生態学研究所」の設立が強く要望される。生態学の対象とする複雑で広範にわたる諸問題の解明は、生態学各分野の研究者と、これに隣接する諸学問分野の研究者とが研究の施設を共同的に利用し、密接な協力のもとに総合的な研究がなされることによってはじめて可能となる。このような理由から、全国的に優れた研究者が集まり完備した施設を駆使して総合的に研究を推進することのできる場の保証が緊急に講ぜられることが必要であり、「生態学研究所」の設立の趣旨はまさにここにある。

## (2) 基本的構想

いかなる生物もそれぞれ特有の構造と機能をもつさまざまなレベルの生物集団を構成しつつ生活している。また地域的なこれらの生物集団はその環境（土壌、水、大気など）と相互に依存しあって一つの系—生態系（エコシステム）—をつくっている。生物の生存を根源的に明らかにする生態学においては、生物集団と生態系とは最も重要な研究対象である。そこで「生態学研究所」は国内の研究陣の現状などをも勘案して“生物集団研究系”と“生態系研究系”を中心の柱としてもつことにした。“生物集団研究系”では種の生活様式、個体群、群集の諸問題の個別的あるいは総合的研究を中心とし、“生態系研究系”では前者と密接な関係をもちながら各種生態系や生物圏の実態とそのあり方を支配する諸法則の研究を行う。また本研究所には、第3の研究系として、“数理生態研究系”をおき、上述の二研究系における研究と協同して数学的手法を用いた生態学的諸現象の解析と総合的研究を行う場とする。

現在世界各地で、基礎生態学の分野のみにとどまらず、環境測定、資源管理、自然保護などに関連した膨大な情報が得られつつあり、しかもその情報量は指數関係的に増加しつつある。

一方我が国の現状をみるとこれらの情報の集中するセンターは皆無であり、諸情報はいたずらに散逸埋没して、その有効な利用が図られていない。本研究所が、これら情報を収集整理し、広く利用に供し得る研究情報センターとしての機能を併せ持つことは、関係各界からも広く期待されるところであろう。

さらに我が国で生態学に直接間接に関連した研究が行われている研究室は数百を数え、したがって潜在研究者の数は相当なものであるが、生態学の複雑かつ広範な諸問題の研究の発展には、それらの研究者が真に相互交流を行い相互刺激を受けるため、十分に実効のある場がな

いことは重大な欠陥といわねばならない。本研究所はそのような欠陥を是正し、さらに進んで国際的な交流の場をも確保する目的をもって、生態学研究交流センターの付置を図るものである。

生態学は基本的には野外（フィールド）の科学である。現在我が国において生態学の飛躍的な発展をはげんでいる障害の一つに、研究者がそれぞれの目的に応じて自由に利用しうる保全された野外研究地域が欠如していることがあげられている。本研究所に大面積の野外研究地域を付置し、所内外の研究者の利用に開放することは、共同利用研究所としての本研究所の機能をまっとうするうえで必要不可欠である。また各大学所属の野外研究のための施設や地域との関係についても、相互の連携を保つことによって、生態学の研究の発展に寄与できるよう配慮することが望ましい。

生態学が基本的に野外の科学であっても、諸現象の解析には野外及び室内の実験がもちろん必要であり、そのため実験生態学として活用できる人工気象・各種生物飼育施設及び中央機器室を備えたものでなくてはならない。

以上が「生態学研究所」の基本的構想であり、この実現によって生態学諸課題の総合的研究が円滑になり、人間生存の基礎となる我が国の生態学的資料の収集が飛躍的に増加するものである。

### (3) 既存の研究機関との関係

生命現象の基礎的問題の研究を分子レベルの知見を踏まえて推進する「基礎生物学研究所」は既に実現への第一歩を踏みだしている。ここで構想する「生態学研究所」が実現し、個体以上の広義の生態学の研究が集中的に行われ、両者の研究が相補することによって生物学の眞の意味での発展が保証されると考えられる。なお海洋における生態学研究については東京大学「海洋研究所」等との密接な協力を期待したい。

次に目的指向型の研究機関として既に農林省関係においては、草地、林業、農業、水産等の関係の研究機関が、生態学に関連をもつ分野においても応用を目的とした活発な研究活動を開いている。さらに最近、いわゆる環境問題、資源問題などに関連して、生態学と関連をもつ目的指向型の研究が強力に進められようとしている。環境庁では、人類の活動の急速かつ無計画な拡大の結果生じた自然環境の破壊と汚染に対処するため、「公害研究所」を新設した。科学技術庁においても、生命科学技術に対する目的指向型の「ライフサイエンス研究推進センター」の設立に着手している。しかし、これらの応用研究機関の研究が十分な成果を収め、長期的な人類の福祉に根本的に寄与するためには、一方においてこれらの研究の主要な基礎となる生態学の重要性を踏まえて飛躍的な発展が必要である。生態学的諸現象は極めて複雑かつ多様な発現過程を有しており、それらに関する基礎的知識の獲得は、いまだに十分になされているとはいえない。これらの基礎的な知識体系の確立なしには、さまざま応用的研究も、その多くは現象論的な段階にとどまらざるを得ず、それに基づく施策も対症療法の域を脱し得ない。

応用的諸研究と基礎的諸研究との間のフィードバック経路の確立をまってはじめて、両者の眞の発展が得られるものである。このような見地から、現在我が国に既存の生態学関連分野の研究機関を通覧すると、上記のような各種の目的指向型研究機関が存在している反面、これら

べて対応し得る基礎的研究機関が欠如しているのは明らかである。この点からも「生態学研究所」の早期実現が極めて強く望まれている。

### Ⅲ 生態学研究所の構成と内容

生態学研究所は大学その他の研究機関との緊密な協力のもとに生態学の研究を行う国立の共同利用研究所として設置し、差し当たり次のような研究系・研究部門、及び必要な付属施設から構成される。

#### (1) 生物集団研究系

比較生態研究部門

種生態研究部門

個体群生態研究部門

群集生態研究部門

生物集団プロジェクト部門

#### (2) 生態系研究系

生態系基礎解析研究部門

生態系調節研究部門

生態物理研究部門

生態化学研究部門

生態系プロジェクト部門

#### (3) 数理生態研究系

生態数理解析研究部門

システム生態研究部門

数理生態プロジェクト部門

以下に各研究部門、付属施設等の内容を簡単に説明する。

#### (1) 生物集団研究系

本研究系は、各種の自然及び人為環境下における生物集団のそれぞれの構造と機能とを広範な見地から解明しようとするものである。次のような研究部門より構成される。

(イ) 比較生態研究部門：生物はその一生を通じて諸環境と一定の複雑な関係を結んでいる。これらの状況を忠実に記載し、因果の糸を実験を加えてさぐり、各生物間の比較を行う。その際その多様性の由来とその必然性を理解するに必要とする歴史的考察を行なう。特に形態的・機能的適応や順化の比較研究を通じて、生活史の基本的理義にもせまる。これらの研究は当然個体群や群集の研究の基礎を築くものとなるが、また進化学や遺伝学・育種学などの分野との接点ともなるものである。

(ロ) 種生態研究部門：各種生物の種集団内の個体間の相互関係、雌雄関係、親子関係の研究と、これらの諸関係が種の生活と維持の機構にどのようにかかわりあっているかの研究が中心となる。特に動物については、その行動や習性の生態学的側面の研究が行われる。これらの研究もまた生態学の最も基礎的な部分を占めると同時に、行動学・習性学等関連分野との接点となるものである。

(イ) 個体群生態研究部門：個体群は地域的な生物集団の具体的な基本単位である。本研究部門では、生物個体群の成長解析、個体数動態とそれを支配する諸要因の研究、生命表分析など、諸環境下における生物数量の維持、変動、調節機構の研究が行われる。これらの研究は生態系研究系で行われる諸研究の基礎としても不可欠なものである。

(ロ) 群集生態研究部門：群集の区分、並びに群集内における生物間の相互関係が研究の中心課題となる。種間の空間的・時間的配位関係とそれらを支配する諸要因、種間競争、種間順位関係、捕食関係、群集の機能（群落光合成等）と構造、群集の多様性の問題が研究される。これらもまた生態系研究系で行われる諸研究と密接な関連のもとで研究されることが必要である。

(ハ) プロジェクト部門：この研究系に関連する緊急で重要な研究課題については、優秀な研究者の広範な協力をえてプロジェクト研究ができるよう本研究部門を置く。

## (2) 生態系研究系

上記の生物集団研究系における諸研究と緊密な関係を持たせながら、各種の自然及び人為生態系や生物圏の実態のは握とそのあり方を支配する諸法則の研究を担当する。次のような研究部門より構成され、本研究所の中核となる。

(イ) 生態系基礎解析研究部門：本研究部門では、各種生態系において、生態系を構成する生物集団の食物連鎖構造、栄養段階構造とそれらを通じての各種物質の動きと変形、エネルギーの転換の速度や効率等の生態系の構造・機能に関する基礎的法則性が追求される。

(ロ) 生態系調節研究部門：上記研究部門との緊密な協力のもとに、生態系の動態や安定性の解析と、安定性を支配する諸要因や各種の機構の研究がなされる。また、これらの研究に立脚して、各種生態系の管理、保全や有用生物種の生育、生産、管理さらには有害生物の総合防除等に関する基礎的資料を得ることが期待される。

(ハ) 生態物理研究部門：本研究部門では他の研究部門との緊密な協力のもとに各種生態系や生物圏の物理的な諸側面についての研究がなされる。各種生態系におけるエネルギーや水フラックスの解析、微気候の解析などがそれぞれの生態系の構造・機能との関係において研究される。またさまざまな人間活動に起因する局地的あるいは全地球的規模での物理的環境の変動とこれによる生態系の改変に対する予測と対策とに必要な基礎資料を得ることが期待される。

(ニ) 生態化学研究部門：本研究部門においては各種生態系や全地球的規模における主要元素の循環の実態が他研究部門との緊密な協力のもとに追求される。地域生態系における物質循環、富栄養化、貧栄養化の過程の研究、生物集団による環境汚染の浄化並びに環境保全の機構、有害物質の変形や蓄積機構等に関する基礎研究とともに生物圏全体における各種元素や有害物質の長期的な動態予測に必要な基礎研究も期待される。なお化学生態学の諸問題については他の研究部門で取り扱う。

(ホ) (1)の(ホ)と同じ。

## (3) 数理生態研究系

本研究系は数学的手法を用いた生態学的諸現象の解析と総合を目的とするものである。本研究

系における研究は、前記の両研究系の研究と相補的に最も緊密な関連と協力のもとで行われることになる。以下の三研究部門より構成される。

- (イ) 生態数理解析研究部門：本研究部門の中心課題は生態学的諸現象の数理解析である。群集や生態系の多様性、類似性の数理的解析、各種測定法、推計法、指標等の開発等が期待される。
- (ロ) システム生態研究部門：数学的手法による生態学的諸知見の総合化が中心課題である。各種モデル（例えば植物成長モデル、食物連鎖モデル、地域生態系における物質循環モデル、さらには生態系の遷移モデル等）の研究を通じて生態現象の一般化が追求される。この部門における研究は、地球生物圏のモデル化により、人口問題、食糧、資源、エネルギー問題、環境汚染問題等の解明に必要な基礎的知識を提供するであろう。
- (ハ) (1)の(ホ)と同じ。

#### (4) 付 屬 施 設

##### (1) 研究情報センター

生態学は極めて多くの関連隣接分野をもち、それらの分野で得られる情報・刊行される文献・資料の数量は最近急激に増加している。しかもこの傾向は、今後とも拡大持続するものと推測される。しかし、前述のように、我が国にはこれらの情報や資料を集中して収集整理する研究情報センターが存在せず、諸資料はいたずらに散逸し、成果は蓄積されることなく埋没し、それをもたらした莫大な努力が徒労に帰している。諸情報・諸資料を系統的に収集整理し、広く関係者の利用に供する研究情報センター（資料室を含む）の確立は、各界からも強く要望されているところである。本研究所が充実した図書及び資料室を付置し、上記の機能を保持することが強く望まれる。

##### (ロ) 研究交流センター

前に述べたように、我が国には生態学に多少とも関連をもった研究室は相当多数に存在する。そこでは多くの研究者がそれぞれ研究を行っているが、多面的知識の交流や協同研究が本質的に必要とされる生態学の研究を十分に発展させるにはあまりにも孤立的であり、また優れた設備の利用も意のままにならない状態にある。まして国際的研究中枢から遠く隔った我が国の位置からして、必然的に国際交流もはなはだ不十分である。これらの欠陥を是正するため、研究交流センターを設置するのは急務である。このセンターの任務は、①国内的及び国際的な研究集会、委員会などを主催、又は後援し、②本研究所のもつ設備、機能を広く利用に供し、研究の交流を図るところにある。

##### (ハ) 野外研究施設

前述のように、現在我が国において生態学の飛躍的発展をはばんでいる障害の一つに、研究者が自由に利用しうる野外研究地域が欠如していることがあげられている。このような野外研究地域は各種の生態系を含むものであるが、差し当たり森林、草地、湿地、川などの各生態系を含み、また完結した複数の集水域を含むものを考える。その面積は全体で20平方キロ以上が必要である。この野外研究施設は、必要最小限の研究用諸設備を備えた実験室及び宿舎をもち、諸設備並びに野外研究地域の管理保全に十分な職員定員を配したものでなければならぬ。

ればならない。

なお、海洋、湖沼の野外研究施設の付置についても将来実現される必要がある。

(=) 中央機器室、その他

近年生態学の研究に物理・化学的手法が導入され、生態学が従来必要としなかったような大型高価な機器・装置などが不可欠となっている。例えば電子計算機、各種分析機器、放射線測定装置などである。これらの効果的な運用のためには技術定員を配置した中央機器室（分析センター、放射線実験室、付属工場を含む）が不可欠である。また調節した環境下で動植物を飼育栽培するための大規模な温室、実験圃場、動物飼育室、人工気象室なども必要である。また野外の各種生態量の測定及び環境条件の測定を精度よく行うための移動実験室ともいべき野外測定車、発電車、モーターポート及び宿泊トレーラー等が必要である。

なお、研究所のごく近傍には20ha程度の圃場、実験林、実験池、実験海岸をもつことは、短期的実験のために必須である。

ここに述べた諸施設並びに野外研究施設は、一定の手続を経て全国の生態学研究者が必要に応じて自由に利用し得るようなものである。

IV 生態学研究所の組織と運営

生態学研究所は、生態学の各分野の連携を保つ総合研究の場として広く研究者の利用に供し、生態学の基本的な課題の集中的な研究の中心となり、我が国この分野における研究の飛躍的発展を期することを目的とする。

我が国における大学を含めた研究体制の現状、並びに将来のあり方から考えて、生態学研究は特定大学に付置されない文部省所管の独立の共同利用研究所として設置され、また次の諸点を実現して他研究機関と相補的な役割を果たすことができるよう構想する必要がある。

- (イ) 本研究所の組織及び運営は、昭和42年11月6日の日本学術会議会長より内閣総理大臣宛の「共同研究所のあり方について」の勧告の趣旨に基づいて行わなければならない。
- (ロ) 優れた設備と優秀な人材と流動的な運営により、さらに外国人の専任及び併任を可能とすることにより、我が国の生態学の飛躍的発展の場と、国際的な学術交流の中心となるようにする。このために学術研究の諸組織及び関係学識経験者の意見を十分尊重して運営することが必要である。
- (ハ) 共同利用研究所は、施設の共同利用はもちろんであるが、さらに一層各部門の研究に関連ある内外研究者の研究を協同して行う場とすることが望ましい。このためにはプロジェクト研究部門の定員が流動的に活用されることが必要である。
- (＝) 本研究所の三研究系は相互に連携して協同研究が円滑、強力に進められるよう、組織と運営が配慮されねばならない。
- (リ) 本研究所には、図書室・資料室を完備した研究情報センターが付置されることが必要である。
- (ハ) 本研究所には生態学の研究上の交流を図るために、研究交流センターが付置されることが必要である。
- (ト) 本研究所には、その学問の性格上、大面積の野外研究地域及び研究施設が付置されることが必要である。

(イ) 外国の優れた研究者を招へいし協同研究が行えるよう、予算上施設上の措置がなされることが必要である。

(ロ) 博士の学位を有する新進気鋭の研究者に数年間にわたり研究の場を提供し、また全国大学の要請に応じて大学院在学者の研究指導に協力できるよう、予算上施設上の措置がなされることが必要である。

## V 所要人員、建物面積、付属施設、経費

### (1) 人 員

区 分	教 授	助 教 授	助 手	事 務 官	技 官	雇 員		傭 人		計
						技術	事務	技術	事務	
研究系部門 (10専任)	10	10	20		20	10				70
同 上 (3プロジェクト併任)	(3)	(3)	6		6	3				15 (6)
中央機器室			1							1
分析センター				2	4	2		2		10
R I 実験室				1	1	1		1		4
大型機器室				1	2	3		2		8
工作センター					2	4		2		8
洗浄室						2		2		4
生物材料処理室						1		1		2
人工気象室						1	1	1		3
水棲生物飼育室						1	1	1		3
陸棲生物飼育室						1	1	1		3
エネルギーセンター							2	2		4
廃棄物処理施設						2	2	2		6
温室圃場 (実験林等を含む)						3	5	5		13
研究情報センター	1	1			8 (司書3)	4	4			18
研究交流センター	1	1	1	1					2	6
事務部 (當緒を含む)				14	3	6		4	8	35
客員宿舎					1			2	6	9
野外研究施設	1	1	2	2	2	4	2	2	2	18
計	11 (3)	14 (3)	34	18	57	52	8	28	18 (6)	240

(2) 建物及び付属施設建物面積

◎研究部門研究棟(10+3部門)	13,000m <sup>2</sup>
◎付属施設	8,050
○中央機械室	(3,200)
分析センター	((1,200))
R I 実験室	((800))
大型機器室	((700))
工作センター	((400))
洗浄室	((100))
○生物材料処理室	(100)
○冷棟実験室	(200)
○人工気象室(8室)	(300)
○水棲生物飼育室	(400)
○陸棲生物飼育室	(600)
○エネルギーセンター	(700)
○廃棄物処理施設	(1,500)
○温室	(500)
○用具管理、材料処理室(貯場、実験林、温室、実験池、実験海岸)	(350)
○倉庫	(200)
◎研究情報センター(図書資料室を含む)	2,000
◎研究交流センター	4,000
◎事務室(事務、営繕、所長、応接等の各室)	500
◎講義室、会議室	1,100
◎食堂	300
◎車庫	50
◎客員宿舎	2,000
◎野外研究施設諸建物	5,000
合計	36,000

(3) 創設経費

(イ) 建築費(内部設備は含まず)	18万円×36,000	648,000万円
(ロ) 設備費	421,500	
○部門設備費(10,000万円×13)	130,000	
○付属施設	172,000	
○中央機械室	(100,800)	
分析センター(分析用機器、空調を含む)	((28,000))	

## R I 実験室（実験用特殊設備廃水槽等

( 4 4,0 0 0 )

3 5,0 0 0 万円

機器等 9,0 0 0 万円 )

大型機器室（電気、質量分析計等 機器、空調）	( 2 4,0 0 0 )
工作センター（金工、木工、ガラス）	( 3,8 0 0 )
洗浄室	( 1,0 0 0 )
○生物材料処理室	( 1,0 0 0 )
○冷凍実験室( 3 ℃, -5 ℃各 2 室)	( 3,8 0 0 )
○人工気象室	( 8,0 0 0 )
○水棲生物飼育室	( 6,0 0 0 )
○陸棲生物飼育室	( 7,0 0 0 )
○エネルギーセンター	( 1 5,0 0 0 )
○廃棄物処理施設	( 2 5,0 0 0 )
○温室( 4 棟 )	( 1,0 0 0 )
○圃場、実験林、実験池、実験海岸関係	( 3,5 0 0 )
○倉庫( 空調等 )	( 9 0 0 )
◎研究情報センター（電子計算機、端末用設備、資料整理用什器、図書購入費を含む）	6 0,0 0 0
◎研究交流センター	2 0,0 0 0
◎事務室整備費（自動車 2 台を含む）	5,0 0 0
◎調査用自動車 6 台（実験又は宿泊設備を含むもの 4 台）	3,5 0 0
◎同上モーター ボート 2 台	1,0 0 0
◎客員宿舎設備費( 100 名分 )	1 0,0 0 0
◎講義室、会議室等設備( 6 室 )	5,0 0 0
◎野外研究施設整備費（実験用機器を含む）	<u>1 5,0 0 0</u>

ただし土地代金、食堂整備費は含まず

創設経費合計

1,0 6 9,5 0 0 万円

## (4) 完成後の年間経常費省略

ただし、国内及び外国人所外研究員（長期 1 年及び短期 3 ヶ月）の定員約 100 名程度のわ  
くと研究費をとることが必要である。

「生態学研究所」をめぐる歴史的 事情

参考資料

動 告

昭和39年6月  
(1964)  
「基礎生物学研究所将来計画」  
〔第2次案〕  
生物科学研究所統括委員会  
(長、官地辰三郎)

昭和41年1月  
(1966)  
「生物科学第一次5ヶ年計画面初年  
度設置諸説」立委員会付置  
生物科学小委員会付置  
(長、二国二郎)

昭和41年5月  
(1966)  
「生物科学研究所(仮称)並びに生物  
科学研究計画課立委員会付置  
の趣意について」

昭和42年5月  
(1967)  
「基礎生物学研究所設立趣旨並  
びに構想」  
生物科学研究所文部省立委員会  
生物科学小委員会付置  
(長、赤堀四郎・栗原大五郎)

昭和42年6月  
(1974)  
「基礎生物学研究所設立趣旨並  
びに構想」  
生物科学研究所文部省立委員会  
生物科学研究所設立準備  
委員会

昭和49年6月  
(1976)  
「基礎生物学研究所設立趣旨並  
びに構想」  
生物科学研究所文部省立委員会  
生物科学研究所設立準備  
委員会

昭和49年6月  
(1976)  
「基礎生物学研究所設立趣旨並  
びに構想」  
生物科学研究所文部省立委員会  
生物科学研究所設立準備  
委員会

動 告

④ 基礎生物学研究所  
生物研究所  
1. 第1研究部  
細胞生物学研究部  
生体高分子  
代謝  
発生  
個体レベル以下  
2. 第2研究部  
行動(種の現象)  
個体群  
群衆  
生態系  
(個体レベル以上)  
3. 第3研究部  
生物研究所  
バイオトロン施設  
4. 微生物学センター

⑤ 生物学研究所  
1. 細胞生物学研究部  
同化代謝学  
生体生物学  
生体調節学  
生物集団調節  
6. 生物環境  
(バイオトロン技術)

全 体 構 想

⑥ 基礎生物学研究所  
細胞生物学研究部  
1. 第1研究系  
(細胞生物学研究系)  
2. 第2研究系  
(発生生物学研究系)  
3. 第3研究系  
(生体調節学研究系)

生态学研究所  
1. 第1研究系  
(細胞生物学研究系)  
2. 第2研究系  
(発生生物学研究系)  
3. 第3研究系  
(生体調節学研究系)